

議員視察報告書

赤穂市議会
議長 西川 浩司 様

議員氏名	<u>田渕 和彦</u>
〃	<u>井田 佐登司</u>
〃	<u>安田 哲</u>

下記のとおり、先進地視察を実施したので、報告します。

記

1. 実施日 令和8年5月14日(木)～令和8年5月15日(金)
(2日間)
2. 調査市及び主な調査項目(詳細については別紙のとおり)
 - (1)高知県幡多郡黒潮町(令和8年5月14日(木))
黒潮町南海トラフ地震・津波防災計画の推進について
 - (2)高知県立春野総合運動公園(令和8年5月15日(金))
防災備蓄及び災害時大規模仮設トイレ

視察地：高知県幡多郡黒潮町

日 時：令和8年5月14日（木）14時00～16時00分

場 所：①佐賀地区津波避難タワー、②議員控室

説明者：情報防災課 課長 宮川智明 氏

<目 的>

平成24年に内閣府によって公表された黒潮町の南海トラフ地震発生時最大津波高は国内最大の34.4メートルであり、そのことを受けた官民を挙げた南海トラフ地震対策の取組を学ぶため。

<内 容>

1. 黒潮町南海トラフ地震・津波防災計画の推進について

(1) 避難空間の整備について

①津波避難タワーの整備について

地震発生時の津波浸水予測時間を元に避難困難区域を設定。当該箇所に津波避難タワーを整備。平成28年までに6基の整備を完了。

②その他避難空間の整備について

行政・地区住民でワークショップを開催し、地震発生時の避難行動を想定。避難場所となる高台等の現地確認を行なった上で避難道や避難場所の整備を進める。

(2) 戸別津波避難カルテの作成と地区防災の策定について

①戸別津波避難カルテの作成

- ・防災地域担当制で配置された町職員のもとワークショップを開催。
- ・津波浸水が予測される地区（40地区283班）の全世帯（3,791世帯）の避難行動調査を実施。
- ・カルテ作成を通じてリスクコミュニケーションが住民間で行なわれ、共助の意識が共有される。

②地区防災計画の策定について

- ・住民目線や地区の特徴から計画を策定するので地区毎に様々な防災計画を策定。
- ・地区防災計画に基づいた自主防災組織の多様な取組が実施されている。
- ・計画・実施・ふりかえりを繰り返すことで常に改善を図っていく。

(3) 防災訓練について

①全町防災訓練

- ・年2回シンポジウムを開催し、併せて夜間の避難訓練を実施。

②地区毎、学校毎に様々な状況を想定して訓練を実施

- ・行政における災害対策本部訓練
- ・小中高の合同訓練や福祉避難所の開設訓練
- ・地域における避難所開設や夜間津波避難訓練の実施。
- ・高齢者世帯における屋内訓練（玄関先まで移動訓練）。

(4) 「犠牲者ゼロ」をめざす南海トラフ地震対策の今後の取組と課題について

- ・行政主体の防災（ハード事業）から住民主体の防災活動（ソフト事業）へとシフト。その為にも住民の意識を変え防災を文化にまで高めていく。
- ・防災文化を地域資源と捉え、活用した防災ツーリズムを実施。単なる防災活動にとどまらず経済活動としても実施。

- ・避難タワーをはじめとした防災関連施設の維持管理費の確保。
- ・最新の被害想定では、死者数が2,300人から680人に減少した。一方で最大震度7の面積が約2.6倍となったことから住宅の耐震化や家具転倒防止対策、避難行動要支援者の避難支援の強化が求められている。



佐賀地区津波避難タワー



徒歩により地表22mの最上階まで



最上階避難場の備蓄状況の確認



地元高校生制作の避難誘導表示

<所 感>

- ・避難訓練で得られる住民の意見は『命』を守る取組として行政に積極的に取り入れられている。
- ・人口減少及び高齢化により次世代へ引き継ぐ時期に直面していると感じた。そうした中、津波避難タワーなど日常の防災活動を生かした防災ツーリズムや備蓄品加工業など持続可能な防災モデルの構築に取り組まれていた。
- ・関東地方では塩害で使用が禁止された津波避難タワーがあると聞いた。施設の維持管理の管轄は市町村にあるが、人の『命』が自治体の規模で左右されてはならないことを考えると維持管理は国の管轄とするべきではないか。
- ・直接的な防災部門だけでなく全ての職場が関係し、全ての職員が当事者であることを理解し、相互の協力のもと立ち向かうことの重要性を認識できた。
- ・町長の津波と向き合う強い訓示が全職員を結束させ、津波防災対策のスタートとなっている。トップの言葉の重さを感じた。
- ・現地見学した佐賀地区津波避難タワーは日常的に開放されており、朝の散歩や運動に使われ、避難行動の「日常化」を実現していた。
- ・「全職員防災地域担当制」は、職員が地域住民と直接意見交換ができ、顔の見える関係性を構築していた。赤穂市においても、行政、議会、市民が今まで以上に本気になり自然災害に強いまちづくりを目指していくべきである。

視察地：高知県立春野総合運動公園

日 時：令和8年5月15日（金）13時30～15時30分

場 所：高知県立春野総合運動公園 管理事務所臨時駐車場

説明者：有限会社四国浄管 代表取締役社長 戸田 明 氏 ほか社員

株式会社ミライト・ワン みらいビジネス推進本部 部長 小林 克之 氏

<目 的>

令和6年能登半島地震では上下水道施設の被災による避難所等でのトイレの確保が問題となった。南海トラフ地震等大規模災害の発災時は、赤穂市においても上下水道施設の使用が困難となることが予想されるなか、上下水道システムに頼らない避難所等のトイレの確保に係る取組を学ぶため。

<内 容>

1. 大規模災害時のトイレ確保問題について

- ・東日本大震災、熊本地震、能登半島地震時は、暖房設備、給水・浄水設備以上にトイレの確保が課題であった。
- ・上下水道施設の被災により避難所の水洗トイレは使用できなくなる。
- ・仮設トイレについても道路損壊等の問題により調達に課題。
- ・仮設トイレの貯留タンクの容量は小さく、し尿処理も外部（被災地外）に頼らないといけない。
- ・仮設トイレの衛生環境の悪化は感染症の原因となる。
- ・トイレの問題は特に女性や高齢者の健康悪化の要因となる。

2. 上下水道システムに頼らない災害トイレについて

- (1) 避難所となる公共施設の駐車場や学校の校庭等に、し尿貯留槽を埋設。災害時に貯留槽に格納している組立トイレを地表に設置。平常時は、地表は駐車場等として使用し、地下埋設の貯留槽は組立トイレユニット、トイレ消耗品やその他物資の備蓄倉庫として使用が可能。
- (2) し尿一時貯留槽埋設トイレの仕様について
 - ・1貯留槽10基の洋式簡易水洗トイレが設置可能
 - ・有効貯留量30m³、500人が30日使用可能（仮設トイレ100基分に相当）
 - ・トイレ1室の組み立て所要時間は15分、特殊な技能や工具は不要。
 - ・車椅子対応のトイレボックスも設置可。
 - ・貯留槽の排気は太陽光電力で稼働。

3. 設置事例について

- ・地区公共施設、学校・保育所、福祉施設、病院、運動公園など
- ・高知市や安芸市など高知県内5市町21か所、日赤愛知災害管理センター棟など愛知県内2か所。合計23か所31基（2025年10月時点）
- ・今回現地視察した高知県立春野総合運動公園は、広域大規模災害時の総合防止拠点に指定されており、自治体職員などの災害要員やボランティアスタッフ用として導入。



多数の自治体関係者が参加



製作会社スタッフによる説明



参加者によるトイレ組立て体験を実施



平常時と同様に安心できる環境

<所 感>

- ・災害対策本部等が設置される行政機関や防災拠点となる公共施設には不可欠な防災施設である。
- ・赤穂市の上下水道の管路耐震化が進まない状況において、上下水道システムに頼らない災害トイレの導入は大変有効である。
- ・地区や学校の防災訓練時にトイレの組立てを訓練項目に盛り込むことで、発災時の速やかな対応が可能となるほか、訓練のマナー化も回避できる。
- ・比較的軽量のため高齢者でも組立ては容易にできる構造であるが、接続金具などの付属部品があるため被災時の組立てには少し不安がある。よって接続金具のいない構造への改善が必要と考える。
- ・見学した災害トイレは高額なため、すぐに設置することは難しいと考えるが、国県などの助成金を活用し赤穂市内での設置を進めていくべきである。
- ・トイレに関しては、トイレの衛生面が重要で汚れる前に掃除をし、いつでも綺麗なトイレを使用できる環境を維持することは重要である。